

永久選挙人名簿制度のあらましと一斉世帯調査について

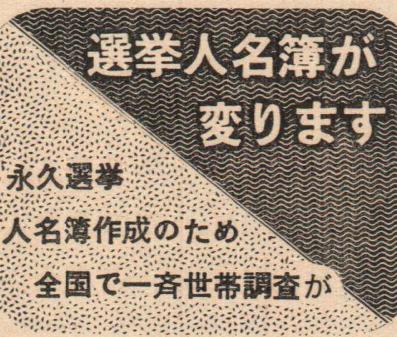
- ① 永久選挙人名簿制度は、いったん登録された以上、死亡、または他の市町村に転出しない限り永久に使えおかれるものであること。
- ② 永久選挙人名簿に登録されるためには、原則として登録の申出（20才に達したとき、他の市町村から転入したとき）によって行なわれる。
- ③ 他の市町村から転入したときは必ず前住所地選挙管理委員会の発行する文書（証明書）を提出しないと登録されないこと。
- ④ 永久選挙人名簿の登録は、毎年2回（3日・9日）行なわれるが、3月1日（9月1日までに登録申出があった者について資格を審査して登録資格の有無を決定し、縦覧、異議申出の手続を経て3月30日（9月30日）に確定するものであること。
- ⑤ 選挙人は、所定の期間以内はいつでも永久選挙人名簿（抄本）を見ることができるし、もし、脱漏や誤載などがあれば調査を請求できるものとされたこと。
- ⑥ 既存名簿がカード式に改められ

6月1日に公職選挙法が改正されました。こんどの改正では、まい年行なわれている一斉調査の経費や労力をはぶくことさらには、名簿の脱漏や誤載、それに二重登録を防止するということが主なねらいとされています。

一斉世帯調査について

今年は、既存の基本選挙人名簿を永久選挙人名簿にきりかえるため、次の要領により全国一斉に世帯調査が行なわれることになりました。

- ① 調査日～6月20日
- ② 登録される資格はどうか。
 - イ) 既存の基本選挙人名簿（昭和40年9月15日現在調製）にのっている者。
 - ロ) 既存名簿に登録される資格はあったが脱漏している者。
 - 既存名簿は、昭和20年12月21日以前に生れ、昭和40年6月15日まで大館市の区域に移動し、引続き居住している者がのっている。
 - ハ) 昭和21年10月1日（1日を含む）以前に生れた者（満20才以上）
 - ニ) 本年3月20日以前から大館市に転入し、引続き居住する者（3ヶ月の住所）
 - （註）「ハ」「ニ」以後に20才に達し、または転入した者は、市の区域に住所がある限り次期（本年は11月に予定され、明年は3月9月以後）に登録されることになる
- ③ 一斉調査はどう行なわれるか。
 - イ) 調査票をあらかじめ各世帯に配付しあき、これに各世帯では世帯の全員を書いておいたものを、調査員があとで回収することである。
 - ロ) 調査票を所定の期日までに提出されないと永久選挙人名簿にのらないことになるし、異議申出によって登録させることができないこと。
- ④ 調査の結果どうなるか。
 - 調査票と既存名簿を照会し、追加または抹消し、縦覧を経て確定することである。
 - イ) 追加～既存名簿の脱漏者、新たに登録資格者として決定された者。
 - ロ) 抹消～死亡、他の市町村へ転出した者など。
 - ハ) 市内移動～既存名簿に登録された住所に異動があるときは、新住所に追加し、旧住所には表示することになる。氏名等も同じ。
- ⑤ いつ永久選挙人名簿として確定するか（縦覧、異議申出、確定。）
 - イ) 縦覧～8月26日～9月9日までの15日間（出張所では抄本。）
 - ロ) 異議申出～調査票を出し者のうち、名簿から脱漏、または誤載があった場合前記の期間内に限り異議申出によって登録できること。
 - ハ) 確定～9月30日
 - この日以後行なわれる選挙は、すべてこの永久選挙人名簿（抄本）が用いられる。



るまでは、今年行なわれる一斉世帯調査（別項参照）によって修正（追加抹消）したものが、永久選挙人名簿になるわけであること。
 （註）従来、選挙の都度つくっていた補充選挙人名簿の制度は廃止された。

一農業委員会委員選挙の選挙権・被選挙権について

反歩の耕作面積を有する者は選挙権がないか？

農業委員会委員の選挙は、きたる7月15日に予定されますが、計量単位に伴う関係法令の改正と農業委員会委員の選挙権・被選挙権にどんな影響があるだろうか？

農業委員会委員の選挙権の資格要件が、従来の「1反歩以上の農地について耕作の業務を営む者」を「10アール以上の農地につき……」に改められた

従って、1反歩につき、2坪5合が不足することになる結果、既存名簿（

昭和40年12月1日現在調製。）に「1反歩」と登録されている者（世帯員を含む。）は選挙権、被選挙権がないことになること。

選管では、近くこれら該当者にこの旨を通知することになっているが、耕作面積が10アール以上であるという農業委員会の証明書を添えて申出があれば、既存名簿にこの旨を表示することになり、選挙権、被選挙権に影響がないことになること。



名簿をたしかめましょう

未成年者や禁治産者と同じことになる